

## 特 約 条 項

本条項は、電気需給契約書に定められた事項に優先して適用する。

### (発注者の解除権)

第1条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により電力の供給をする見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (2) 受注者の責めに帰する理由により契約の解除を申し出たとき。
- (3) 受注者の契約業務の実施がはなはだしく不誠実と認められ、又は受注者がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 受注者が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 受注者について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは電力需給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当するものを再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（力に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

3 発注者は、前項の規定によるほか、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が公正取引委員会から受けた排措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、又は当該訴えを却下する判決が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（発注者又は受注者の解約権）

第2条 天災事変その他不測の事件等に基づく日本国内の経済状況の激変により、契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更し、又は本契約を解約できるものとする。

2 前項の場合において、本契約を解約するときは、相手方に対し、解約手続きや契約切替え等に要する期間を鑑み、解約希望日の3か月前までに書面により通知することにより、違約金を負うことなく本契約の全部または一部を中途解約できるものとする。

（違約金）

第3条 発注者は、第1条の規定又は受注者の責めに帰すべき理由によりこの契約を解除したときは、契約電力及び契約期間の予定使用電力量にそれぞれの契約単価（ただし、各単価のうち、一般社団法人日本卸電力取引所の運営するスポット市場における30分ごとのエリアプライスの実績単価を採用する単価項目及び燃料費等調整費は、契約開始月から契約解除日が属する月までの平均単価を、再生可能エネルギー発電促進賦課金は契約解除日が属する月の単価を採用するものとする。）を乗じて計算した総額（以下、「契約金額」という。）の10分の1に相当する金額を違約金として、受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、発注者は、違約金を契約金額から控除し、控除してなお不足がある場合は、受注者に請求することができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超えるときは、発注者は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。

（解除に伴う処置）

第4条 発注者は、契約が解除された場合において、発注者が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を受注者に支払わなければならない。

2 前項の電気料金は、発注者と受注者とが協議して定める。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第5条 受注者は、この契約に関して第1条第3項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約電力及び契約期間の予定使用電力量にそれぞれの契約単価（ただし、各単価のうち、一般社団法人日本卸電力取引所の運営するスポット市場における30分ごとのエリアプライスの実績単価を採用する単価項目及び燃料費等調整費は、契約開始月から契約解除日が属する月までの平均単価を、再生可能エネルギー発電促進賦課金は契約解除日が属する月の単価を採用するものとする。）を乗じて計算した総額の10分の1に相当する額の賠償金にこの契約の締結の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(昭和24年法律第256号) 第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付して発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第1条第3項第1号から第3号に該当する場合であって、該当命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき又は発注者に金銭的損害を生じさせない行為であると発注者が認めるものであるとき。

(2) 第1条第3項第4号に該当する場合であって、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。以下この号において同じ。)が刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、受注者が同法第96条の6の規定にも該当し、刑が確定したときを除く。

2 前項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超えるときは、発注者は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。

3 第1項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

#### (損害賠償)

第6条 受注者は、次のいずれかに該当したときは、その損害を賠償しなければならない。

(1) 天災その他不可抗力による停電の場合を除き、停電等により発注者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により、契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

#### (権利譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (特約事項)

第8条 本契約について、契約を締結した翌年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責を負わないものとする。